

山梨県公報

第二千七百七十五号

平成三十年

三月十五日

木曜日

目次

告示

○道路の供用開始(三件)……………九一

公告

○大規模小売店舗の名称等の変更の届出(三件)……………九一

○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出(三件)……………九四

○特定計量器の定期検査の実施……………九五

○県営土地改良事業の工事の完了……………九八

○公共測量の終了……………九八

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………九八

○開発行為に関する工事の完了について……………九八

○随意契約の相手方の決定について……………九八

教育委員会

告示

山梨県告示第七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府葎崎線	甲斐市下今井字古町一七一番六地先から 甲斐市下今井字古町一七七番地		一一八・八	平成三十年 三月十九日

先まで

山梨県告示第七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百四十号	山梨市東字中島四八四番一地先 から 山梨市北字下久保田九四三番四 地先まで		一五八〇・二	平成三十年 三月二十一日

山梨県告示第七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成三十年四月五日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後藤 斎

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	河口湖精進線	南都留郡富士河口湖町大石字鐘 撞戸一四九〇番一地先から 南都留郡富士河口湖町大石字鐘 撞戸一五三一番四地先まで		二〇四・一	平成三十年 三月十五日

公告

大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
- 二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ塩山店
山梨県甲府市塩山下於曾千三百二十五
- 2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後
名称	ホームセンターくろがねや塩山店	ケーズデンキ塩山店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
-----	-----

未定

株式会社岡島
代表取締役 浦部保仁
山梨県甲府市丸の内一丁目二十一番十五

- 3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外
届出年月日 平成三十年三月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターくろがねや甲州店

山梨県甲府市勝沼町山字西田門百八十五番地二外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後
名称	(仮称) ホームセンターくろがねや甲州店	ホームセンターくろがねや甲州店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	---	-----	--

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者
-----	---	-----	--

- 3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外
届出年月日 平成三十年三月五日
- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

● 大規模小売店舗の名称等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターくろがねや富士川店

山梨県南巨摩郡富士川町青柳町八百六十七番一外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更事項	変更前	変更後
名称	(仮称) ホームセンターくろがねや富士川店	ホームセンターくろがねや富士川店

(二) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	---	-----	--

(三) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	---	-----	--

- 3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外
届出年月日 平成三十年三月五日

- 四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター
- 五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くろがねやスーパーデポ一宮店

山梨県笛吹市一宮町竹原田字川原口丁千三百六十番外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	---	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	---	-----	--

株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号 外一者
---	--

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日外

届出年月日 平成三十年三月五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くろがねやスーパーデポ葎崎店

山梨県葎崎市藤井町南下河原百五十二番地外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
-----	---	-----	--

八号

八号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号 外三者	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号 外三者
-----	---	-----	--

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日

三 届出年月日 平成三十年三月五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が
あつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公
告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

くろがねや田富モール

山梨県中央市山之神字流通団地三千三十三番五外

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代

表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号
-----	---	-----	--

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人に
あつては代表者の氏名

変更前	株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号	変更後	DCMくろがねや株式会社 代表取締役 堀込丹 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十 八号
-----	---	-----	--

3 変更の年月日 平成二十八年十二月一日

三 届出年月日 平成三十年三月五日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報
センター

五 縦覧期間 この公告の日から平成三十年七月十七日まで

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成三十年度前期
特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

対象となる 特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
----------------	-------	------	------	----	------

非自動はかり（計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号）第五号）第五号第一号又は第二号に掲げるものを除く。分銅及びおもり

平成三十年四月十六日	午前十時から午後三時まで	甲州市勝沼市民会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協会
平成三十年四月十七日	同	同	同	同
平成三十年四月十九日	同	同	同	同
平成三十年四月二十日	同	同	同	同
平成三十年四月二十三日	同	同	同	同
平成三十年四月二十四日	同	同	同	同
平成三十年四月二十六日	同	甲州市大和ふるさと会館	同	同
平成三十年五月七日	午前十時半から午後三時まで	山梨市三富基幹集落センター	山梨市のうち旧三富村及び旧牧丘町	同
平成三十年五月八日	午前十時から午後三時まで	山梨市役所 牧丘支所	同	同

平成三十年五月十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月十一日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月十四日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月十五日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月十七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月十八日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月二十一日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月二十二日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月二十四日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月二十五日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月二十八日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成三十年五月二十八日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

月二十九日	平成三十年五月三十一日	平成三十年六月一日	平成三十年六月四日	平成三十年六月五日	平成三十年六月七日	平成三十年六月八日	平成三十年六月十一日	平成三十年六月十二日	平成三十年六月十四日
	午前十時半から午後二時まで	午前十時から午後三時まで	午前十時半から午後二時まで	午前十時半から午後三時まで	午前十時から午後三時まで	同	午前十時から午後二時まで	同	同
	笛吹市芦川ふるさと総合センター	中央市役所 豊富庁舎	早川町役場	南部町活性化センター	富士川町民会館	同	身延町下部地区公民館	身延町役場 身延支所	身延町役場 本庁舎
	同	中央市のうち旧豊富村	早川町	南部町	富士川町	同	身延町	同	同
	同	同	同	同	同	同	同	同	同

皮革面積計	平成三十年六月十五日から平成三十一年三月三十一日まで(山梨県の休日を含め、山梨県の条例に定める日の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	同	同	同	同	同	同
	平成三十年六月十五日から平成三十一年三月三十一日まで(山梨県の休日を含め、山梨県の条例に定める日の休日を除く。)	午前九時から午後四時まで	特定計量器の所在の場所(特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合に限る。)	同	同	同	同	同	同
				甲府市を除く県下全域					山梨県計量検定所

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 県営土地改良事業の完了

県営土地改良事業（小笠原地区農地環境整備事業）の工事は、平成二十九年十一月二十四日をもって完了した。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により甲府市から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 測量の種類 公共測量（航空写真撮影）

二 測量の地域 甲府市

三 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年二月二十七日まで

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市本町三丁目二千三百二十二、二千三百二十三の一、二千三百二十三の二、二千三百二十五の三、二千三百二十六の二、四千九百九十二の一から四千九百九十二の四まで、四千九百九十九及び四千九百九十九の二、道並びに水の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所及び韮崎市役所

に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市飯田三丁目二番三十四号 山梨交通株式会社 代表取締役 雨宮正英

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十年三月十五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町東原字並木八百六十三の二の一部、八百六十五の一の一部及び八百六十七の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市一宮町東原八百六十五番地 大和工機株式会社 代表取締役 前島忻治

教育委員会

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成三十年三月十五日

山梨県立博物館

副館長 渡 辺 健

- 一 随意契約に係る役務 山梨県立博物館総合情報システム保守及び運用支援業務一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県立博物館
 - (二) 所在地 山梨県笛吹市御坂町成田千五百一番地一
- 三 随意契約の相手方を決定した日 平成三十年二月二十七日
- 四 随意契約の相手方
 - (一) 名称 NECプラットフォームズ株式会社
 - (二) 住所 東京都千代田区神田司町二丁目三番地
- 五 契約金額 四千七万八千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県立博物館総合情報システムの構築業者であるため（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一項第一号該当）。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番